

政策体系	基本目標名	03	健やかで元気に暮らせるまちづくり	施策主管課長	障がい福祉課
	政策名	03	助け合い生きがいを実感できるまちづくり		
	施策名	02	障がい者の社会参加と自立の推進		
施策関係課	市民生活課、家庭児童相談課、健康増進課、産業政策課、学校管理課、学校教育課			渡辺 恭則	

1. 施策の目的と成果把握

施策の目的「対象」	この施策は、誰、何を対象としているか	対象指標				単位	R4	R5	R6	R7	成果指標設定の考え方
		①	②	③	④						
施策の目的「意図」	この施策によって、「対象」をどういう状態にするのか ①障がい者が地域社会の一員として自立し、自分らしく生活できるようにする。 ②市民が障がい特性を理解し、心のバリアフリーを実現する。	成果指標(意図の達成度を表す指標)		区分	単位	R4	R5	R6	R7	①自分らしく自立した社会生活を送るためには、主体的な生活を営むことができる支援の提供が必要であることから、障がい福祉サービスの提供に伴うサービス利用者数(月平均)を指標として採用。 ②障がい者の社会参加の一形態として着目される就労(一般就労・就労継続支援事業の利用)を指標として採用。 ③地域生活を送る中で市民が障がい特性を理解することにより相互交流が生まれ、共に安心して生活ができることにつながることを考え、障がい者とふれあう機会があった市民の割合を指標として採用。	
		①	障がい福祉サービス(介護給付、訓練等給付)月平均利用者数	目標	人	1,700	1,725	1,750	1,775		
		②	就労している障がい者数(福祉的就労を含む)	目標	人	970	975	980	985		
		③	障がい者とふれあう機会があった市民の割合	目標	%	40	40.5	41	41.5		
		④		目標							
成果指標の取得方法											
①障がい福祉課資料											
②ハローワーク資料及び障がい福祉課資料											
③市政に関するアンケート調査											
④											

2. 基本事業の目的と成果把握

基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	R4	R5	R6	R7	基本事業名	対象	意図	成果指標	区分	単位	R4	R5	R6	R7	
相談支援の充実と理解啓発の推進	①障がい者とその家族 ②市民	①安心して生活できる。 ②障がい者と市民のふれあいが広がる。	① 相談支援利用実人数	目標	人	680	685	690	695	日常生活と社会参加への支援	①障がい者とその家族	①自分らしく生活できる。	① 移動支援事業利用者数	目標	人	91	93	95	97	
			② 意思疎通支援派遣のべ数	実績	人	704	-	-	-				実績	人	65	-	-	-		
			③	目標									実績	人	67	69	71	73		
			④	目標									実績	人	65	-	-	-		
			①	目標									①	目標						
			②	目標									実績							
			③	目標									実績							
			④	目標									実績							

3. 施策及び基本事業の目標達成度評価

施策	令和4年度施策の取組方針		施策の取組方針・成果指標達成状況	
	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者一人ひとりの日常生活上の課題の分析に基づき、障がい福祉サービスの適正な提供を行う。 介護者の急病等のために在宅での生活に支障をきたすことが予想される精神障がい者を支援するため、一時的な入所を受け入れるための体制整備について、障がい者施設と協議する。 商業施設内のイベントスペース等を借用し、障がい特性の理解や障がい者差別の解消に向けた啓発イベントを開催する。 聴覚障がい者に対する意思疎通を支援する手話通訳者などを養成するため、各種奉仕員養成講座を開催し、ボランティア活動への働きかけを行う。 事業者に対して障がい者雇用促進の啓発を行うとともに、障害者就業・生活支援センターや就労移行支援事業所などを活用しながら、障がい者の就労を支援する。 ひきこもり当事者やその家族を支援するため、ひきこもり相談の体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者の程度・意向に沿ったサービス提供のため、ケアマネジメントや障がい支援区分審査会等を経て適正なサービスを提供した。 地域生活支援拠点の推進を図るため、市内の事業所で緊急時の受入れに関するケース会議など協議を行った。 障がい者の特性の理解を促進するため、広報紙へ記事掲載や大型商業施設にて、障がい者福祉事業所紹介や利用者の活動状況等の展示などをして市民への理解啓発を行った。 障がい者の社会参加を促進するため、手話、点訳、要約筆記など各種奉仕員の養成基礎講座を実施した。 企業への障害者雇用の啓発はできなかったが、就労移行支援事業による雇用を推進した。 ひきこもり家庭の相談を実施するため、県の相談員と共に毎月の相談会を実施した。 		
基本事業	令和4年度基本事業の取組方針		基本事業の取組方針・成果指標達成状況	
	<ul style="list-style-type: none"> 介護者の急病など緊急時において、介護を受けている精神障がい者を一時的に受け入れが可能な支援体制を整備するため、障がい者施設との事前調整や協議を行う。 12月の障害者週間に合わせて、大型商業施設のイベントスペースを活用した啓発イベントを開催し、障がいに対する理解促進を図る。 ひきこもり当事者やその家族を支援するため、専門の相談員を配置した定期的な相談業務の実施や、ひきこもりサポーターとの連携に向けた取組を行うなど、ひきこもり相談の体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の多様なニーズに対応した支援ができるよう、相談支援専門員と連携しながら障がい福祉サービスの適正な提供や体制整備を行う。 手話、点訳、要約筆記の奉仕員を養成する講習会を開催し、ボランティア活動への参加の促進を図る。 企業に対する障がいの理解促進を図るとともに、障がい者就労支援事業所における課題等を共有し、障がい者の就労支援の強化を図る。 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するため、実態調査の実施や策定委員会等の設置を行う。 		

基本事業	令和4年度基本事業の取組方針		基本事業の取組方針・成果指標達成状況		基本事業名	令和4年度基本事業の取組方針		基本事業の取組方針・成果指標達成状況	
	取組方針	成果指標	取組方針	成果指標		取組方針	成果指標	取組方針	成果指標
相談支援の充実と理解啓発の推進	<ul style="list-style-type: none"> 介護者の急病など緊急時において、介護を受けている精神障がい者を一時的に受け入れが可能な支援体制を整備するため、障がい者施設との事前調整や協議を行う。 12月の障害者週間に合わせて、大型商業施設のイベントスペースを活用した啓発イベントを開催し、障がいに対する理解促進を図る。 ひきこもり当事者やその家族を支援するため、専門の相談員を配置した定期的な相談業務の実施や、ひきこもりサポーターとの連携に向けた取組を行うなど、ひきこもり相談の体制整備を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【基本事業の取組方針達成状況】 地域生活拠点事業推進委員会において、緊急時の受入れの支援体制の協議をおこない、受入れに対する方策を共有した。 障害者週間に合わせ、広報への掲載や障がい者福祉事業所と連携し、商業施設において障がい者の活動や作品等の紹介などを行い、市民への啓発を行った。 4月から1名のひきこもり相談員を配置し、ボラリスとちぎの職員と共に継続的に相談事業を実施した。また、ひきこもりサポーターとの会議等を行い、情報の共有化を図った。 【成果指標達成状況】 相談支援利用実人数は目標を達成した。 意思疎通支援派遣延べ人数は目標を達成できなかった。 	日常生活と社会参加への支援	<ul style="list-style-type: none"> 利用者の多様なニーズに対応した支援ができるよう、相談支援専門員と連携しながら障がい福祉サービスの適正な提供や体制整備を行う。 手話、点訳、要約筆記の奉仕員を養成する講習会を開催し、ボランティア活動への参加の促進を図る。 企業に対する障がいの理解促進を図るとともに、障がい者就労支援事業所における課題等を共有し、障がい者の就労支援の強化を図る。 第7期障がい福祉計画・第3期障がい児福祉計画を策定するため、実態調査の実施や策定委員会等の設置を行う。 	<ul style="list-style-type: none"> 【基本事業の取組方針達成状況】 毎月、障がい支援区分審査会を開催し、個々の障害の程度や意向に沿ったサービス提供のため審査会を行い、適正な障がい福祉サービスが提供できるように努めた。 手話や点訳等の各種奉仕員養成講座を社会福祉協議会に委託して、3つの講習会を実施した。 障がい者雇用に関する企業啓発はできなかったが、福祉サービス事業所等における就労支援を実施した。 次期計画の策定準備のため、R4.12に障がいのある方やボランティア団体等に実態調査や課題抽出のためのアンケートを実施。 【成果指標達成状況】 移動支援事業利用者数、地域活動支援センター利用者数、働きやすい職場づくり啓発懇話会参加企業数、すべて達成できなかった。 				
	<ul style="list-style-type: none"> 【基本事業の取組方針達成状況】 地域生活拠点事業推進委員会において、緊急時の受入れの支援体制の協議をおこない、受入れに対する方策を共有した。 障害者週間に合わせ、広報への掲載や障がい者福祉事業所と連携し、商業施設において障がい者の活動や作品等の紹介などを行い、市民への啓発を行った。 4月から1名のひきこもり相談員を配置し、ボラリスとちぎの職員と共に継続的に相談事業を実施した。また、ひきこもりサポーターとの会議等を行い、情報の共有化を図った。 【成果指標達成状況】 相談支援利用実人数は目標を達成した。 意思疎通支援派遣延べ人数は目標を達成できなかった。 	<ul style="list-style-type: none"> 【基本事業の取組方針達成状況】 毎月、障がい支援区分審査会を開催し、個々の障害の程度や意向に沿ったサービス提供のため審査会を行い、適正な障がい福祉サービスが提供できるように努めた。 手話や点訳等の各種奉仕員養成講座を社会福祉協議会に委託して、3つの講習会を実施した。 障がい者雇用に関する企業啓発はできなかったが、福祉サービス事業所等における就労支援を実施した。 次期計画の策定準備のため、R4.12に障がいのある方やボランティア団体等に実態調査や課題抽出のためのアンケートを実施。 【成果指標達成状況】 移動支援事業利用者数、地域活動支援センター利用者数、働きやすい職場づくり啓発懇話会参加企業数、すべて達成できなかった。 							

4. 施策の基本情報

施策の基本情報	社会情勢変化、国・県の動向、市民・議会意見等	施策の成果向上に向けての役割分担		
	<ul style="list-style-type: none"> 平成24年10月「障害者虐待防止法」、平成25年4月「障害者優先調達推進法」「障害者総合支援法」(名称変更)、平成28年4月「障害者差別解消法」の各法律が施行された。 障害者権利条約が批准され、平成26年2月19日から発効した。 平成27年に「ひきこもり総合相談センター ボラリス☆とちぎ」が開設した。また、ひきこもりサポーターを養成し、県に登録したサポーターは相談や家庭訪問等の活動を開始した。 県からの委託事業所が実施している「ひきこもり出張相談」について、令和4年度から市が主体的に取組ようとする。 医療的ケアが日常的に必要な児童が多いことを背景に、令和3年に医療的ケア児支援法が施行された。 	市民	事業所	行政
		<ul style="list-style-type: none"> 障がい者及びその家族は、積極的に社会参加を行う。 障がい特性を理解するとともに、人権を尊重し、社会参加を支援する。 	<ul style="list-style-type: none"> 障がい者が参加しやすい地域活動の機会を提供する。 障がい者の働きやすい環境を整備し、雇用の拡大を図る。 	<ul style="list-style-type: none"> 佐野市障がい者等福祉計画に基づき、障がい者の福祉施策を推進する。 障がい者が安心して自立した生活が送れるよう、各種福祉サービスを提供する。 障がいの有無にかかわらず、共に暮らすことのできる地域づくりのための理解啓発を推進する。

5. 施策全体の総括・今後の課題・今後の方向性

施策の成果実績と施策の基本情報及び施策コストに関する全体総括	今後の課題	今後の方向性
<ul style="list-style-type: none"> 現行の障がい者福祉計画・障がい児福祉計画の進捗状況の評価や地域課題の抽出について自立支援協議会で検討した。また、自立支援協議会では、児童・就労・相談分野ごとの専門部会の活動を通じて、地域課題解決のための方策や新たな課題について情報を共有した。 障がいや障がい者に対する理解啓発活動を実施したが、障がい者とふれあう機会があった市民の割合は38.6%となり、1.9ポイントの減少となった。また、障がい者雇用について企業に雇用促進の啓発が出来なかったものの、就労している障がい者の人数が1,108人となり、増加傾向となっている。 障がい者の社会参加を支援するための手話・点訳奉仕員等の養成は、3種類の養成基礎講座を実施し、38人の受講者のうち26人が修了者となった。 ひきこもり対策は、栃木県子ども若者・ひきこもり総合相談センター職員と本市相談員とで実施したことから、本市相談員の育成にも繋がり、自主的運営体制の強化が図られた。 施策全体の決算額は約38億2,517万円で、前年度と比較して約1億2,617万円の増となった。主な要因としては、障がい児・者の福祉サービス利用者の増加に伴い、自立支援給付、障がい児通所支援及び障がい児相談支援に係る費用が増加したことによる。その費用は障がい福祉施策コスト全体の88.9%(R3:89.9%)を占めており、障がい児・者の社会参加支援のための施策コストは年々増加傾向となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> 【令和5年度で解決する課題】 特になし 【令和6年度以降にも引き継がれる課題】 ①障がい者の就労支援、相談支援体制の強化 ②精神障がい者を対象とする緊急時の受入体制の整備 ③障がい特性に対する理解や障がい者差別の解消に向けた啓発活動の推進 ④障がい者の社会参加を支援するための各種奉仕員の養成 ⑤ひきこもり相談の体制整備及び支援の充実 【令和6年度重点課題】 ⑥医療的ケア児への支援体制の充実 	<ul style="list-style-type: none"> ①自立支援協議会(専門部会)による地域課題の解決に向けた取組を充実させる。 ②「親亡き後」を見据え、安心して地域で生活できるよう、緊急時を含めた障がい児者の受入れに関して関係機関と連携を強化していく。 ③障がいに対する理解促進のため、広報媒体の活用やイベントの開催、企業や関係機関と連携を図って啓発を実施する。 ④社会福祉協議会と連携し、各種奉仕員の養成講座を開催し、障がい児者の意思疎通できる人材の確保に努める。 ⑤ひきこもり当事者やその家族を支援するため、定例相談、ひきこもりサポーターとの情報共有及び居場所づくりなどの取組を行う。 ⑥医療的ケア児の受入れについて、関係機関等と情報共有や包括的な支援体制について検討する。